

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 黒 川 貫 男

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査
- 2 監査実施日 平成24年9月26日 足利市社会福祉協議会、とちぎ県南不動産業協同組合
- 3 監査の方法
あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。
- 4 監査の対象及び結果

団 体 名	対 象	監査結果
社会福祉法人 足利市社会福祉協議会	平成23年度 地域福祉指導員設置費補助金等 15,486,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、その経理事務についてはおおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・交付決定書の交付条件に、当該補助金とは異なる交付要綱名が記載されていた。 ・地区社協活動保険料補助金の不用額を地区活動費補助金に充当していた。
とちぎ県南 不動産業協同組合	平成23年度 市営住宅及び特定公共賃貸住宅指定管理料 92,034,636 円	事業は目的に沿って運営管理され、その経理事務についてもおおむね適正に執行されたものと認められた。

5 意見・要望

足利市社会福祉協議会への補助金交付にあたっては、根拠法令の確認と交付要綱等の整理を行い、対象経費や補助額等を明確にするとともに、補助金の執行について適切な指導を図られたい。